

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

戸沢村長 加藤 文明

市町村名 (市町村コード)	戸沢村 (063673)
地域名 (地域内農業集落名)	角川 (中沢・滝ノ下・十二沢・下本郷・上本郷・畑ヶ・綱取・元屋敷・与吾屋敷・片倉・平根・勝地・上野・沢内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月29日、令和6年2月29日、令和6年6月14日 (第1回) (第2回) (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作面積279.9haのうち担い手が耕作する面積は156.1ha(55.8%)である。一部の農業者が複数の集落に渡って耕作しているが、高齢化、後継者不足が深刻になりつつあり、喫緊の課題となっている。
圃場条件については、特に山間部において小区画、変形田など作業効率の悪い圃場が多く、さらに水路や揚水機の整備が不十分であることから、農地を引き受けてくれる担い手の確保に苦慮している。
また、サル、イノシシを中心に有害鳥獣被害も頻発しており、広範囲での取り組みが求められる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の集積・集約化による作業の効率化を進めると同時に、スマート農業の導入により、農作業の負担軽減を図る。
担い手へ農地の集積を進めることができるよう、地域と担い手が一体となって取り組む体制を構築する必要がある。
地域の実態を把握する機会を設けながら、新たな担い手となり得る人材の発掘・育成に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	279.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	279.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、住宅地又は林地との間にある農地は保全管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 中沢集落の農地利用は、地域の担い手のほか、入り作をしている認定農業者等3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 滝の下集落の農地利用は、入り作をしている認定農業者等3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 十二沢集落の農地利用は、地域の担い手のほか、入り作をしている認定農業者等5経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 下本郷集落の農地利用は、入り作をしている3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 上本郷集落の農地利用は、入り作をしている認定農業者等3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 畑ヶ集落の農地利用は、地域の担い手のほか、入り作をしている3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 綱取集落の農地利用は、地域の担い手のほか、入り作をしている認定農業者等1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 元屋敷集落の農地利用は、地域の担い手のほか、入り作をしている認定農業者等3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 与吾屋敷集落の農地利用は、地域の担い手のほか、入り作をしている1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 片倉敷集落の農地利用は、入り作をしている認定農業者等1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 平根集落の農地利用は、地域の担い手のほか、入り作をしている認定農業者等4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 勝地集落の農地利用は、地域の担い手のほか、入り作をしている認定農業者等1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 上野集落の農地利用は、地域の担い手のほか、入り作をしている認定農業者等3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 沢内集落の農地利用は、地域の担い手のほか、入り作をしている認定農業者等6経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。	
(2)農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 耕作者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて他の耕作者への貸付を進めていく。	
(3)基盤整備事業への取組方針 生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、角川地区の小区画、変形田について、農地の大区画化・汎用化等に向けた基盤整備の話し合いを集落内で行い、実施を検討する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。また栽培技術指導や農業機械のレンタル、農地のあっせんといった支援を活用し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 作業の負担軽減と効率化が期待できる水稻の防除作業は、もがみ中央農協等への委託を積極的に進める。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやクマ等の被害が拡大しないように侵入防止柵等を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地区内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②地域特産物の米を対象に有機農業への切り替えを段階的に進めるため、角川地区において管理協定の締結を進める。
- ⑧農業を担う者の経営状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。